

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大和郡山市長 上田 清

市町村名 (市町村コード)	大和郡山市 (203)	
地域名 (地域内農業集落名)	横田地区 (横田町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月10日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

横田集落はかつては専業農家も多く、米・麦の二毛作のほか、スイカ・トマト・イチゴ・白菜等の栽培が盛んな地域であった。農業後継者については集落内の6割を超える農家で後継者がおらず、高齢化と後継者不足が深刻な状況である。農地の状況は、かつて果物や野菜が栽培されていた農地は、一部で専業農家が野菜等を作付けしているほかは、水稻作付か保全管理水田がほとんどである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

近年、横田地区では施設栽培での新規就農者が数名定着しており、集落外からの就農者の確保をこのまま継続したいが、施設栽培の特性上、広い面積をカバーできないという点も課題としても残る。広い面積をカバーできる水稻栽培を主としている集落内の耕作者を担い手として位置づけるほか、集落外からの担い手や農業法人も担い手として位置づけ、それらの耕作者に今後農地を集積・集約していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地域の農業を担う者として位置付けられた者が耕作する農地を農業上の利用が行われる農用地等として地域計画の区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積を目指し、分散している圃場が担い手に集約され、効率的に耕作できるようにしていく。□
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借に関する周知をすすめ、地権者が農地集積への理解が得られるよう努める。今後、地区内で高齢化などにより営農困難になった農地について、農地中間管理機構に順次登録を行い、担い手への集積を図る。□
(3)基盤整備事業への取組方針
散っている農地を集積・集約化することにより大区画化を図り、農道、用排水路の保全を行い営農環境の整備に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外からの担い手の受け入れを促進し、集落外の担い手と地域との役割分担のルール作りを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

耕作放棄地の発生を防止するため、集落として適正な農地管理に取り組む。